

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1388号)

平成29年3月16日

横情審答申第1388号

平成29年3月16日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年8月29日青戸第682号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「戸籍証明等請求書（平成28年特定月日A分）」の個人情報一部開示決定及び「他機関からの戸籍謄本等の照会（平成25年特定月日B、特定月日C、平成26年特定月日D、特定月日E、平成27年特定月日F）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「戸籍証明等請求書（平成28年特定月日A分）」の個人情報を一部開示とした決定及び「他機関からの戸籍謄本等の照会（平成25年特定月日B、特定月日C、平成26年特定月日D、特定月日E、平成27年特定月日F）」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「戸籍証明等請求書（平成28年特定月日A分）」（以下「文書1」という。）及び「他機関からの戸籍謄本等の照会（平成25年特定月日B、特定月日C、平成26年特定月日D、特定月日E、平成27年特定月日F）」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年7月19日付で行った個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため文書1の一部及び文書2の全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

文書1のうち、本人開示請求者以外の個人の住所、氏名、電話番号、生年月日、サイン、窓口に来た人が識別される情報、本人確認資料記載欄については、本人開示請求者以外の第三者の情報であって、開示することにより特定の個人を識別できる情報であることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

文書2には、国又は地方公共団体の機関のうちどの機関が照会元であるか及び照会理由がわかる情報が記載されている。本件については、業務の性質上、照会元及び照会理由そのものを秘匿する必要があるとともに、開示することにより照会元の機関の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、

非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）被害を受けDV加害者に審査請求人とその子供の居所を調べられないように、住民票、戸籍附票、戸籍謄本、抄本の開示規制を申告し、審査請求人と子の住民票・戸籍附票等個人情報を加害者とその関係者へ交付しない制限をかけている。

DV被害を受けた者に対する住民基本台帳事務における支援措置を受けるための申請の際に、担当係員よりこれまでの附票・謄本等の開示請求があったかを調べた方がよいと言われ、何かあったのか心配になり、過去の附票、住民票の開示請求を行い、窓口で非開示説明を受けた。個人情報の開示規制をかけている人に対して、個人情報の保護法を理由として誰が自分の戸籍を調べたのか、取寄せられたのかを非開示としか説明しない所管課と市・（国）に対し不当な扱いをされたと感じ取っている。住民基本台帳事務における支援措置の申請の際に、弁護士や行政機関からの請求の場合は、審査請求人へ確認電話をしてから発行すると言われていたのに、電話連絡もされておらず、発行後に本人開示請求をされてから取り寄せた者を個人情報保護法で隠す、結果が理不尽であり、納得できない。

- (3) 他の行政機関の発行の非開示の説明の際、担当者の補助員から、探偵が行政の人間に成り済まして取寄せに来る場合もあるとの説明をされ、危機感を感じ、再度開示を要求した。担当者から、誰が請求者かは知っているが制度上教えられないという説明や、脱税の場合や警察からの照会の場合の説明をされた上で、説明を打ち切られ、附票、住民票の開示請求には戸籍謄本が含まれていなかったため、謄本の開示請求の窓口へ移動させられ、その際に開示請求をしたのが、本件請求である。
- (4) 2回の開示請求に係る、取寄せ者及びその理由の非開示決定処分と、窓口での私の足元を見るような断り方・扱いをされた対応及び弁明書はDV開示規制を必要とする審査請求人にとっては侵害であり、不当な扱いとしか思えない。
- (5) 所管課に不当な扱いをされたのち、警察署へ立寄り相談したが、誰が加害者かは窓口の人にはわからないのだから、他の機関としても加害者の代理人としても発行しない様に強く言うべきと言われている。

- (6) 審査請求人とその子供は、開示の規制をかけた上で、自分達以外の者に謄本を取られることで、それは必然的に謄本を追われる恐怖感へとつながり、住民票の発行をされてしまう実在も有ったので、開示を規制し加害者に発行しないための保護をされていないことになる。それにより、審査請求人とその子供が恐怖感にあおられ、翻弄されることにもつながり苦痛をともなった。
- (7) 実施機関は、国の決まりと言って、加害者と他の行政の請求を許可し、発行した理由さえも当人へ対し非開示として断り、他人事として人の権利を扱う姿勢でしかないので、国・市で戸籍謄本・附票・証明書の発行に際し、見直しを要求する。
- (8) 住民基本台帳事務における支援措置により、加害者からの住民基本台帳の閲覧請求等があっても、これを拒否する措置（以下「閲覧等制限」という。）がされている者に対して、戸籍謄本、証明、附票の請求を他の行政機関や弁護士に取り寄せられても誰がどんな理由で自分のものを（子を含む）請求に来たのかは開示して欲しい。

審査請求人とその子供は前戸籍に元夫が残っているため、元夫が自分の戸籍謄本全部事項の請求を行うことで、審査請求人とその子供の除籍証明が取れてしまうが、加害者へは発行しないと行政が言う以上は、加害者の妻子の除籍謄本、附票は、離婚の理由と、離婚により親権者ではない父という理由により、発行の許可をしないでほしい。

審査請求人は、開示の規制を申告していたので、加害者に発行されてしまったことがどうしても納得できない。

5 審査会の判断

(1) 戸籍の謄本等の請求に係る事務について

ア 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍謄本等」という。）の請求に関しては、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条及び第10条の2に規定されている。

戸籍法第10条第1項に基づき「戸籍に記載されている者・・・又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」は、戸籍謄本等の交付の請求をすることができることとされている。また、戸籍法第10条の2では、同法第10条第1項に規定する者以外の者からの請求、国又は地方公共団体の機関からの公用請求及び弁護士等からの職務上請求について規定している。

イ なお、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて交付等が行われている住民票の写し、戸籍の附票の写し等には、住所の記載がされていることから、DVやストーカー等の被害者の住所が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して探索されることを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、これらの文書について閲覧等制限の仕組みが設けられている。しかし、戸籍謄本等には住所の記載がないため、住民票の写し、戸籍の附票の写し等の閲覧等制限と同様の仕組みは設けられていない。

(2) 本件個人情報について

文書1は、戸籍法第10条又は第10条の2に基づき、審査請求人以外の第三者（以下「本件戸籍謄本等請求者」という。）が区長宛に提出した戸籍謄本等の請求書である。文書1の請求対象である戸籍には、審査請求人が当該戸籍から除籍された記録等が記載されている。

文書2は、戸籍法第10条の2に基づき、国又は地方公共団体の機関が区長宛に提出した戸籍謄本等の請求に係る5件の照会文書である。

実施機関は、文書1に記載されている窓口に来た人の住所、氏名、電話番号及び生年月日、窓口に来た人が識別される情報、本人確認資料記載欄並びに本人開示請求者以外の個人のサインを条例第22条第3号に該当するとして、また、文書2の全部を条例第22条第7号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 窓口に来た人に関する情報について

(ア) 当審査会において文書1を見分したところ、戸籍謄本を請求するため窓口に来た個人の住所、氏名、電話番号及び生年月日が記載されていることが認められた。

これらの情報は、審査請求人以外の第三者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (イ) さらに、文書1には、「窓口に来た人」欄に、窓口に来た人が本件戸籍謄本等請求者であるか代理人・使者であるかの別が記載されており、「本人確認書類」欄には、窓口に来た人の本人確認資料に使用した書類が記載されている。また、「権限確認書類」欄は、窓口に来た人が代理人又は使者であった場合に、当該代理人又は使者の権限を確認するために使用した書類の種別を記載するためのものであることが確認された。

これらの情報は、審査請求人以外の第三者の個人に関する情報であり、窓口に来た人と本件戸籍に名前がある人との関係又は窓口に来た人と本件戸籍謄本等請求者との関係を明らかにするものであって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 本件戸籍謄本等請求者に関する情報について

文書1の「請求者本人は」と記載されている欄は、本件戸籍謄本等請求者と戸籍に名前がある人との関係及び請求の理由を記載する欄である。当該欄の記載は、本件戸籍謄本等請求者と戸籍に記載がある人との関係性を示すものであって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 職員のサインについて

実施機関が本人開示請求者以外の個人のサインとして非開示とした部分を見分したところ、文書1に係る戸籍謄本等の請求に係る証明発行事務を担当した職員のイニシャルや氏名のうちの一部が記載されていることが認められた。実施機関に確認したところ、戸籍謄本等の請求を受け付けたときは、当該証明書等を出力した者、交付した者等の複数の職員が確認することとなっており、その担当した者がサインをしているとのことである。また、文書1にサインが記載されている職員は、全員が嘱託員であるとのことであった。そうすると、当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関又は国、・・・他の地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

実施機関は、文書2については、本号に該当し非開示としたと主張しているため、以下検討する。

イ 文書2には、照会元の機関名、照会対象者の氏名、照会理由等が記載されている。照会に係る文書を開示した場合、どの機関がどのような理由で照会対象者の戸籍に関する情報を必要としているかが明らかとなる結果、当該機関の業務内容や方針等が推測されることとなる。

当審査会において文書2を見分したところ、文書2を開示すると、当該機関の業務内容や方針等が推測されることにより、当該機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

したがって、文書2は本号に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年8月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年9月23日 (第300回第二部会) 平成28年9月27日 (第295回第一部会)	・諮問の報告
平成28年10月4日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・諮問の報告
平成28年10月21日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成28年12月22日 (第205回第三部会)	・審議
平成29年1月19日 (第206回第三部会)	・審議
平成29年2月2日 (第207回第三部会)	・審議
平成29年2月16日 (第208回第三部会)	・審議